

返戻金制度について

求職者が入社後、求職者本人の責めに帰すべき事由により退職に至った場合は、以下の条件で手数料の一部を返戻いたします。

- ・入社後 1 カ月未満で雇用契約が終了した場合・・・・・・・・・・手数料の 80%
- ・入社後 1 カ月以上 2 カ月未満で雇用契約が終了した場合・・・・・・・・手数料の 50%
- ・入社後 2 カ月以上 3 カ月未満で雇用契約が終了した場合・・・・・・・・手数料の 20%